

仙台市特別市パンフレット等作成業務委託 仕様書

1. 業務名

仙台市特別市パンフレット等作成業務委託

2. 業務目的

仙台市では、地域の特性に応じた多様な大都市制度の実現に向けて、指定都市市長会と連携しつつ、特別市の法制化を目指している。パンフレットや動画等の広報媒体を通じて、制度の趣旨や意義等について市民や事業者に対しわかりやすく伝え、特別市になることのメリット・効果を理解いただき、市全体として特別市を目指す機運の醸成に取り組むことを目的とする。

3. 業務の実施方針

- 市民の方にわかりやすいよう、難しい言葉や専門用語を使わず、易しい言葉を用いること。
- パンフレットの制作においては、イラストや図を交えた構成とし、視覚的な要素を多く取り入れるとともに、市民の方が手に取りやすく親しみやすいデザインとすること。
- 具体例を交えるなど、制度として実現していない特別市の効果やメリットを、市民が実際の生活に置き換えて具体的にイメージできるよう工夫すること。

4. 履行期間

契約締結日から令和7年12月26日(金)まで

5. 業務の内容

(1)パンフレットの制作

取材、写真撮影、デザイン、編集(レイアウト等)、文章およびイラスト・図などの作成、校正、印刷製本等、パンフレットの制作に係る業務一式を行うものとする。

【掲載項目】

市民及び市内事業者に対し、特別市を導入することのメリットや効果について以下に示す例により分かりやすく説明することを重視する。なお、具体的内容は契約締結後に相談のうえ決定する。

※「★」マークは特に重視する掲載項目

掲載項目	備考・例など
特別市の概要	・制度の説明 ・図やイラスト等を用いて視覚的にわかやすいものとする
仙台市および東北の現状 現行の指定都市制度における課題	【仙台市および東北の現状】 ・仙台市の特徴(東北で唯一の政令指定都市、防災環境都市づくり、都市機能と自然の調和(杜の都)) ・人口推移 ・東北は消滅可能性自治体が最多 ・宮城県税徴収分の過半を仙台市が占める 【現行の指定都市制度における課題】 ・非効率的な二重行政

	・権限と財源が不足しており、大都市の役割に見合った施策の打ち出しに限界 ・東京一極集中
★特別市の効果、メリット	・地方創生 2.0 の推進と圏域全体の活性化(若者の東京流出の食い止め、多極分散型社会の実現) ・地域の実情に応じた施策の実現、行政課題への的確な対応 ・市民のメリットの具体的例 例)災害対策や感染症対策などの迅速・的確な対応、地域の実情に応じた医療施策の展開、治安・防犯対策の強化、市民に身近な区役所で取り扱う業務の多様化、窓口の一本化、手続きの簡素化
★仙台市がめざす特別市のあり方	・東北全体の活性化につながる本市のこれまでの取り組み(東北全域での観光振興、スタートアップ支援(仙台スタートアップスタジオ、仙台グローバルスタートアップハブ)、TOHOKU DX GATEWAY の開催) ・大都市に見合った権限と財源の下、人的資源・財源を最大限活用することで、地域の活性化を図ることはもとより、その効果を 圏域(東北)全体に波及させていく ⇒基礎自治体としての「現場力」と大都市の「総合力」を生かし、東北の各自治体と手を携え、東北全体の活性化につながる取り組みを積極的に展開 ⇒東北のゲートウェイ、ハブとしての役割を果たす ・本市にとどまらず、東北全体の活性化に寄与する
その他	Q&A や漫画等の形式で上記の掲載項目を補足的かつ効果的に説明できる形式

(2)ポスターの制作

パンフレットに掲載する内容をもとに、パンフレットのデザインと連動した、特別市を市民にわかりやすく周知するポスターを制作すること。

(3)動画の制作

動画の撮影および制作(デザイン、撮影、作画、編集等)に係る業務一式を行うものとする。

パンフレットに掲載する内容をもとに、映像用媒体に適した見やすいコンテンツとして加工したうえで、必要に応じてナレーション、市長コメント、効果音、字幕、写真、映像等を挿入し、市民に特別市制度の概要や効果、メリットをわかりやすく伝える動画(以下、2種)を制作する。

・スタンダード版

市 HP や市 YouTube チャンネル等で公開する、3分程度の動画。

動画制作後に、市 HP や市 YouTube チャンネル等への掲載用サムネイルも制作すること。

・ダイジェスト版

各公共施設のデジタルサイネージ等で公開する、上記動画の趣旨を端的に伝え、興味を引くような 15秒程度の動画。

ダイジェスト版については音響不搭載の機材で使用することも想定し、音声がなくとも理解できる構成とすること。

(4)ロゴマークの制作

特別市の法制化に向けた広報活動において、制度の認知度向上や情報発信の強化のため、統一的に使用するシンボルマーク、およびロゴマークを使用するにあたってのマニュアルの制作を行うこと。

【ロゴマークに求める条件】

- ・特別市を導入することで、東北全体の活性化につながる事が表現されているデザインであること。
- ・モノクロで印刷した場合でも、視認性が高くロゴマークの区別ができるデザインであること。
- ・ロゴマークは未発表かつ自作のものとし、第三者の著作権や商標、その他の権利を一切侵害しないものであること。

【主な使用用途のイメージ】

- ・本業務で制作するパンフレットおよび動画
- ・市 HP や SNS 等での広報活動
- ・本市で作成する特別市制度の推進にかかる印刷物
- ・事務用品(封筒、名刺、グッズなど)
- ・のぼり旗

【マニュアル項目】

- ・デザインコンセプト
- ・ロゴマーク表示色の指定(カラー／モノクロ含む)
- ・シンボルマーク(カラー／モノクロ含む)
- ・ロゴタイプ(カラー／モノクロ含む)
- ・シンボルマーク・ロゴタイプの組み合わせ
- ・精刷データ
- ・ネガティブ(反転)表示パターン
- ・余白(アイソレーションエリア)の設定
- ・表示色と背景色の関係
- ・最小使用サイズの設定
- ・禁止事項の設定

6. 各制作物の仕様・規格

(1)パンフレット

- | | |
|----------|-------------------------|
| ①サイズ及び製本 | A4 4ページ以上
※上記以外の提案も可 |
| ②色 | フルカラー |
| ③紙質 | マットコートもしくは同等以上 |

(2)ポスター

- | | |
|------|------------------|
| ①サイズ | B1 サイズおよび A2 サイズ |
| ②色 | フルカラー |
| ③紙質 | コート紙135kg |

(3)動画

- | | |
|---------|------------|
| ①品質 | フルハイビジョン以上 |
| ②アスペクト比 | 16:9 |
| ③形式 | mp4 |

7. 成果品

(1)パンフレット

- | | |
|------|---------|
| ①印刷物 | 1,000 部 |
|------|---------|

②電子データ(PDF 形式)

③版下データ(再編可能な形式)

④当該業務において使用したイラストや写真等の素材

※具体的な提出方法やデータ形式については別途協議する。

(2)ポスター

①印刷物 B1:200部、A2:200部

②電子データ(PDF 形式、JPG 形式)

③当該業務において使用したイラストや写真等の素材

※具体的な提出方法やデータ形式については別途協議する。

(3)動画

以下を DVD-R 等の記録媒体に格納し、3枚を納品すること(コピー可能な形式にすること。)

①動画のデータ

②動画の制作に使用した写真や各シーンの静止画等のデータ

(4)ロゴマーク

PNG 形式、JPEG 形式、ai 形式、PDF 形式のデータを DVD-R 等の記録媒体に格納し納品すること(コピー可能な形式にすること。)

マニュアルについては、製本したものの1部および Word 形式、PDF 形式のデータを DVD-R 等の記録媒体に格納し提出すること。

8. 納品場所

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 仙台市役所2階

仙台市まちづくり政策局政策企画課

9. 業務遂行上の留意点

(1)届出及び報告

①受注者は、業務委託契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。また、事業実施中においては実施状況報告書を、事業完了時には実績報告書を提出すること。(いずれも任意様式)

②受注者は、事業の円滑な実施のために、本事業の委託開始から終了までの間、事業の進捗状況を定期的に発注者に報告すること。

③受注者は、下記の事由が発生した場合には、速やかに発注者に届出又は報告を行い、発注者の指示に従うこと。

- ・業務履行体制の変更を行う場合
- ・業務履行に際して事故が発生した場合
- ・発注者から届出又は報告を求められた場合

(2)注意義務

受注者は、本業務遂行上、第三者へ損害を及ぼす恐れがある場合には、受注者の責任において損害の発生を防止するとともに、実際に損害を与えた場合には、受注者の責任及び負担において賠償すること。

(3)その他

- ・取材や撮影等にあたって必要となる手続きは、受注者の責任のもと適切に行うこと。
- ・受注者は、取材先から適宜掲載の承諾を得ること。
- ・業務に必要な資料の収集や写真等の撮影は受託者が行うものとし、市は既存資料や写真の提供など

受託者の業務の遂行に適宜協力するものとする。

- ・本事業において経費(モデル料、施設入場料、交通費等)が必要な場合は、受注者において全ての手続きを行い、その経費を負担すること。
- ・制作物は、今後複数年使用する想定で作成すること。

10. 著作権に関する事項

- (1) 受注者及び発注者以外が著作権を有する音楽・写真・イラスト・地図等を使用する場合は、予め著作権を有する者へ使用の確認及び加工の可否等について書面で確認を行うこととし、その費用は全て委託料の中で賄うこと。
- (2) 本業務により制作された全ての成果物に係る著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利は、成果物の引き渡し時に受注者から仙台市に移譲するものとし、その対価は契約金額に含まれるものとする。
- (3) 受注者は、成果物について、発注者及び発注者が指定する第三者に対し、著作者人格権を行使しないことを予め承諾する。
- (4) 著作権や著作者人格権に関して係争等が発生した場合は、受注者の費用により受注者が対応すること。

11. その他

- (1) 契約書及び本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、必要に応じて発注者と受注者は協議してこれを定める。
- (2) 業務内容を変更する必要がある場合は、発注者と受注者は協議してこれを定める。
- (3) 受注者は、本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- (4) 受注者は、本業務を履行し得る十分な経験、専門技術を有したスタッフを配置し、誠実に契約内容を履行すること。
- (5) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、事前に市と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (6) 本業務の経理を明確にするため、受注者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (7) 本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後 5 年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力すること。
- (8) 本業務において広報等を行う場合にあっては、市からの受託事業であることを明示すること。
- (9) 業務の実施に当たっては、個人情報保護法を遵守することとし、知り得た個人情報の取り扱いについては漏えい、滅失及び棄損の防止、その他個人情報の保護に努めること。